

はじめに

この冊子は、外国人のみなさんが太宰府市で安心・安全・快適に暮らしていただけるように、本市で生活するために必要な情報や行政サービスなどの要点をまとめたものです。詳しい情報は、誌面に掲載している各機関にお問い合わせください。また、その際はできるだけ日本語のわかる方に電話してもらるか、一緒に来てもらうようにしてください。

みなさんの太宰府市での生活が、実りあるものになることを願っています。

太宰府市の概要

太宰府市は、福岡市の南東に位置し、北に四王寺山、東に宝満山があり、市を縦貫する御笠川は、宝満山に源を発して市街地を通り博多湾に注いでいます。気候は、平均気温が16.5度と比較的温暖です。市の人口は、約72,000人。市内には太宰府天満宮や太宰府政庁跡等多くの史跡や名所があり、年間約1,000万人の観光客が訪れます。

在留資格

在留資格に応じて、滞在の条件が違うので注意しましょう。日本に滞在できる期間がどれだけあるのか、パスポートの上陸許可証印や在留カードなどの在留資格・在留期間を確認してください。変更や更新を希望するときは手続きが必要です。

◆こんなときには注意しましょう

- ・観光など短期滞在資格で入国している場合は働くことが出来ません。資格外の活動をしたときは、資格外活動許可の申請をしてください。
- ・在留期間を更新したいときは、期限の切れる3か月前から申請は受け付けられます。ただし、短期滞在の在留資格は原則として更新は認められません。
- ・一時的に日本を離れ、再び同じ目的で入国する場合、再入国カードを記入し許可を受けなければなりません。
- ・在留の資格で定められたこと以外の活動を行ったり、就労の資格を持たないで働いたりすると不法就労で罰せられます。また、在留期間が切れたまま日本に滞在すると不法残留となり強制退去の対象となります。

在留資格の取得・変更、在留期間の変更、資格外活動および永住、再入国許可などの在留手続きに関するお問い合わせ

福岡出入国在留管理局 TEL:092-717-7595
〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎